

令和3年度 長崎地方最低賃金審議会第1回専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和3年8月2日（月） 午後3時32分～午後4時59分
- 2 場 所：TBM長崎ビル地下会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働者委員代表3名 使用者委員代表3名
- 4 議 題

- (1) 長崎県最低賃金専門部会運営規程について
- (2) 賃金改定状況調査結果の集計誤りについて
- (3) 長崎県最低賃金基礎調査結果等について
- (4) 長崎県最低賃金の改正について
- (5) その他

5 審議要旨

議題（1）について

事務局より「長崎県最低賃金専門部会運営規程」について説明を行った。

議題（2）について

昨年の審議には影響がないことが確認され議了となった。

議題（3）について

事務局より「長崎県最低賃金基礎調査結果（労働者数・事業所数による復元）」について説明を行った。

議題（4）について

①労働者側委員の意見

- ・ 最低賃金額793円の水準は依然として低く、また、地域間格差是正は急務である。
- ・ 昨年度はコロナ禍で先行き不透明な中、プラス3円となったが未組織労働者との賃金格差が広がっている。
- ・ 最低賃金近傍で働く労働者はコロナ禍前の労働時間の確保も難しい。
- ・ 新型コロナ影響で企業も厳しい経営を強いられていることは認識している。
- ・ 医療・介護や飲食・小売など生活に欠かせないサービスを担う労働者の中にも最賃近傍で働く労働者は多く、働き甲斐に見合った賃金を確保したい。
- ・ 西九州新幹線や三菱幸町工場跡のスタジアム建設のプロジェクトが進行しており、コロナ後の景気向上の好材料である。しかし、夜の飲食店では廃業も目立っており、最賃の引上げを含む賃金の引上げをアフターコロナに向かう県民へのメッセージとしたい、そのような改定とすべきと考えている。
- ・ 連合リビングウェイジ950円を令和5年度までに解消していきたいというのが、基本的なスタンス。コロナ禍の使用者側思いもあり、三者構成の枠組みを大切にしたい、県民へのメッセージとなる改定としたい。
- ・ 金額提示については、連合時給労働者の昨年度の加重平均27.11円と今年度の19.11円を足した額から昨年度の引上げ額3円を引いた44円を提示したい。

②使用者側委員の意見

- ・ 経済状況としては、去年より確実に現時点で悪くなっている。去年の今頃は一度緊急事態宣言が出たが、累積では1年経過していなかった。今年は1年半の累積経過でダメージを受けている。
- ・ 感覚的には飲食店の半分以上が灯りが点いていない。タクシー業も悲鳴をあげている。そういう状況を考えると経済状況は総論的に言えば長崎は悪くなっている。
- ・ 基幹産業の造船はボロボロ。長崎地区では香焼工場が売却されることが決定した。佐世保地区も新造船から撤収する。造船で稼いで、それを県内の人が使うことができなくなった。さらに観光・飲食、それに付随した交通、ホテルといった特定の業種は、ものすごい嵐の中にいる。
- ・ 苦境にあえぐ中小企業の最大の支援は、生産性向上のための支援等ではなく、最低賃金の据え置きであるという中小企業団体トップの声に素直に耳を傾けるべきである。
- ・ 本県は、観光が経済を引っ張ってきた。海外からの方々を招き入れることで、さらに本県を元気にしていこうと取り組んできた矢先、コロナ禍の苦境に立たされている。窮状にあえいでいる業種にしっかりと目を向けないといけない。
- ・ 県の産業労働部が5月に商工会議所の会員400社に調査したところ、前年度比で1月から3月、マイナスという回答が77%。中でも飲食業は、5割以上減25%、3割以上減58.8%。宿泊業でもマイナス回答は88.9%、売上が5割以上の減が40.7%である。このように飲食・宿泊・観光は成り立たない状況になっている。
- ・ 現在首都圏を中心に、連続1万人を超える感染者が出ている。ワクチン接種が進んでも、感染者の拡大を止められない。これまで経験したことのないような感染拡大が続いている。今日からは11都道府県において、緊急事態宣言及びまん延防止措置の対策が8月末までとられる。どこに経済の回復の兆しがあるといえるのか。
- ・ このような状況の中、本県の厳しい経済状況を踏まえて、具体的な根拠のある地域別最低賃金の審議がなされるべきだということを改めて強く主張する。

議題（5）について

事務局より次回以降の審議日程について、次のとおり改めて説明した。

- ・ 第2回専門部会 8月5日（木） 9:30～
- ・ 第3回専門部会 8月6日（金） 13:30～